

## 「知的財産推進計画 2026」の策定に向けた意見

2025 年 12 月 23 日

意見内容のカテゴリー	意見内容
F.その他	<p>Business Software Alliance（ビジネス・ソフトウェア・アライアンス、以下 BSA）(1) は、「知的財産推進計画 2026」（以下、「知財計画」）の策定に関し意見する機会を得られたことに感謝します。</p> <p>BSA はグローバルなエンタープライズソフトウェア産業を代表する業界団体であり、会員は、人工知能（AI）、クラウドストレージサービス、サイバーセキュリティソリューション、量子コンピューティングなどの技術ソリューションで他のビジネスを支援しています。BSA の会員は、AI システムおよびサービスの開発、カスタマイズ、インテグレーション（統合）、導入、そして AI システムおよびアプリケーションの開発に活用されるツールにおいて、世界をリードする事業者であり、デジタルトランスフォーメーションを促進する AI テクノロジーの大きな可能性と、AI の責任ある利用を最も効果的に支援する政策について、独自の知見を有しています。</p>

	<p>日本だけでなく世界的にも、AIと知的財産権の関係は機微かつ進化し続ける課題であると我々は認識しています。クリエイティブ産業は日本経済を支える重要な分野であり、日本の文化的アイデンティティにも大きく寄与しています。知的財産政策が、ソフトウェア開発者を含む権利者やアーティスト、コンテンツ制作者を保護し続けることはもちろん重要ですが、「世界で最もAIを開発・活用しやすい国」を目指す日本において、生産性を向上させ、さまざまな分野でイノベーションを生み出し、国際競争力を強化するためにAIを活用する力を、こうした政策が意図せず妨げてしまわないことも同様に重要です。</p> <p>(1) BSA の会員には以下の企業が含まれます: Adobe, Alteryx, Amadeus, Amazon Web Services, Asana, Atlassian, Autodesk, Avalara, Bentley Systems, Box, Cisco, Cloudflare, Cohere, Cohesity, Dassault Systemes, Databricks, DocuSign, Dropbox, Elastic, EY, Graphisoft, HubSpot, IBM, Informatica, Kyndryl, MathWorks, Microsoft, Notion, Okta, OpenAI, Oracle, PagerDuty, Palo Alto Networks, PTC, Rubrik, Salesforce, SAP, ServiceNow, Shopify Inc., Siemens Industry Software Inc., Trend Micro, TriNet, Veeam, Workday, Zendesk, and Zoom Co. <a href="https://www.bsa.org/">https://www.bsa.org/</a> (グローバルサイト)、<a href="https://bsa.or.jp/">https://bsa.or.jp/</a> (日本語サイト)</p>
A. 知的財産の創造 A (2) AIと知的財産権	「知的財産推進計画 2025」では、AIと知的財産法の関係について国民の意識向上と啓発を図るための様々なガイドラインの策定等、「AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステム」の実現に向けた政府の様々な取り組みが示されています。また、良質なAI学習コンテンツに係るライセンス市場と権利者への対価還元について、AI事業者による情報開示が進んでいないことにより、権利者のデータが利用されているかが不明であるためライセンスによる対価還元の機会が得られないなど、検討すべき課題が残っていると指摘しています。さらに、知的財産戦略本部に設けられた構想委員会から最近公表された資料では、AI事業者による学習データの開示や生成AIの認証など、AIガバナンスの全般にわたり透明性の確保を促す仕組みを検討することの必要性が述べられています。

まず、AI学習に用いられる公開コンテンツの利用には、対価やライセンスは不要であることを明確に述べておくことが重要です。こうしたコンテンツの利用は非享受目的であり、AIモデルの学習のためのコンテンツのコンピューターデータ解析は、著作権で保護されていない事実情報や統計情報を抽出・評価するものです。したがって、ライセンスや対価還元を促進するためにAI学習データセットの公開を求めるべきではありません。日本の著作権法においては、著作物の表現内容を享受することを目的としない限り、AI学習を含むデータ解析のために著作物を利用するなどを認める例外規定が設けられるなど、著作権制度が意図的に更新されてきました。

日本の著作権法第30条の4は、大量のデータの抽出、比較、分類、統計的処理を含む情報解析のために必要な範囲において、著作物の複製その他の利用を明示的に認めています。この例外規定は、AI、機械学習、データサイエンスといった分野におけるイノベーションが、取引コストや法的な不確実性によって阻害されないようにするという、日本の立法府の政策的判断を反映したものです。AI学習は、この例外規定の範囲に明確に含まれており、その結果、対価やライセンスの法的根拠、あるいは学習データの開示義務を生じさせるものではありません。すでに法令上認められている行為について開示を求ることは、例外規定の趣旨を実質的に損ない、AI開発者にとっての法的な不確実性を生み出すとともに、AIイノベーションを支援するという日本の政策方針にも反することになります。

#### [開示を促す仕組みについての検討]

AIモデルの学習に用いるデータセットの収集・選別方法について、企業に詳細な情報の開示を求めることは、企業の重要な営業秘密を保護する能力を脅かす可能性があることを認識することが重要

です。例えば、AI モデルが学習した特定のデータセットや、その選別方法を開示することは、企業に対してモデルの学習手法そのものの開示を強いることになります。これは、モデルの開発・導入後に行われる「ファインチューニング」に特に当てはります。この段階では、モデルの動作を改善するために特定の、限られたデータセットが使用される場合があります。こうした開示は営業秘密の漏洩につながるだけでなく、将来のサイバー攻撃に悪用され得る手がかりを悪意のある行為者に与える可能性があります。

また、AI 開発者に対して、学習データセットに間接的に関連するすべての著作権および著作権者を開示することを求めるような開示提案は、実施不可能な場合があります。著作権は創作時に発生するため、オンライン上のレストランレビューからブログ、デジタル録音まで、あらゆるものが著作権の対象となります。しかし、その出所、保護期間、帰属、またはライセンスの詳細は、自明でも合理的に把握可能ではありません。例えば、一つの作品に複数の権利者が重複して関与している場合や、明確な権利主張のない「権利者不明作品（orphan works）」が存在する場合があります。大規模な AI の開発や利用において、AI の学習に用いられるトークン化されたデータセットの一部が著作物に由来しているかどうかをきめ細かく判断することは現実的ではありません。さらに、このような著作権に基づく開示は、一般的に AI 学習を対象とする著作権保護の例外規定と矛盾します。

したがって、規制当局、ユーザー、または一般公開に対して適切に行うべき開示を区別することを推奨します。また、AI ツールの低リスクな利用ではなく、高リスクな利用に関する開示に焦点を当てるべきです。透明性の要件が企業に営業秘密情報の開示を求めるものではないことを明確に認識し、営業秘密を保護すべきです。開示要件は、学習に使用されたデータセットの詳細を求めるではなく、消費者が AI ツールの機能を理解するのに役立つハイレベルな情報に重点を置くべきです。

AI 事業者に学習データセットを公開させることは、法的にも実務的にも合理的な根拠を欠いています。こうしたデータは、多くの場合、専有コレクション（選別、ライセンス供与、または多大な商業的投資を通じて生成されたデータ）であり、前述のとおり、競争上の差別化に不可欠な営業秘密を含む場合があります。

#### [ライセンスによる対価還元]

すべての関係者が AI の恩恵を受けられることの重要性は認識しつつも、公的に利用可能なコンテンツや合法的にアクセスしたコンテンツを用いた学習は、著作権侵害に該当せず、ライセンスを義務付けることは適切ではありません。日本の現行の著作権制度は、コンテンツの創作や流通を支援し、コンテンツ制作者の新しいビジネスモデルを支える AI の新しいユースケースの革新、成長、発展を可能にしています。したがって、日本の現行著作権制度は、イノベーションを阻害するライセンス制度を導入することなく、データ保有者に利益をもたらすことができるのです。

さらに、公開されているコンテンツであっても AI 事業者に対して直接的ライセンス契約を期待することは、AI 開発者が関連するすべての権利者を特定し交渉できることを前提としています。しかし現実の多くの状況では、オンライン上に存在する素材の権利を誰が所有しているかを特定することは不可能です。例えば日本の事業者が、オンラインメディア上の虚偽情報パターンや誹謗中傷言語を検知する AI モデルを学習させたい場合、必要なデータには SNS のコメントや掲示板へのコメントや議論が含まれますが、これら全てに著作権対象物が混在する可能性があります。こうした状況における権利帰属の特定は、法外な費用を伴う可能性があります。投稿の一部は個人ユーザーに、一部は利用規約に基づくホスティングプラットフォームに、また別の投稿はさらに別の情報源から

複製または引用されたものかもしれません。さらに、大規模モデルの学習に使用される数十億ものデータソースの中で、特定のコンテンツが占める割合はごくわずかです。

ライセンスの義務化を進めることを政府が検討しているのであれば、これがイノベーションに及ぼす重大な萎縮効果があることを我々は警告します。新規参入企業やリソースの乏しい組織がモデル学習に使用するコンテンツごとに許諾を得ることを義務化すれば、社会的に有益な機械学習の取組みの実施は事実上不可能となります。数千もの異なる権利者を特定し、交渉する取引コストと管理負担は、研究そのものの価値をはるかに上回ります。また、AIの能力は必然的に既存の市場参加者やライセンス費用を負担できる資金力を持つ組織に集中し、AI開発における不公平な競争環境を生み出します。これは新規参入者を排除し、オープンソースAI開発を阻害することになります。

前述した通り、ライセンス制度の義務化が検討されることとなれば、そこには大きな懸念と課題が伴います。数百万にも及ぶ多様な権利者を特定し、それぞれと交渉することは現実的ではありません。こうしたアプローチを取った場合、クリエイターの報酬や保護が実質的に向上しないだけでなく、AI開発プロセスに過度なコストや遅延、さらには法的な不確実性をもたらすおそれがあります。